

大会運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、定款及び法人運営基本規則に基づき、大会運営委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 大会運営委員会は、毎年開催される日本地球惑星科学連合大会の大会運営を担当するとともに、大会運営に関する事項について、理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べる。

(委員会の下に置く組織)

第3条 大会運営委員会のもとには、プログラム小委員会、ならびに大会事業計画小委員会を置く。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長の任期)

第1条 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

附則

(1) 本規則は、この法人の設立の登記の日に遡って適用されるものとする。

(2) 2014年7月12日 第3条改正

